

報道関係者 各位

令和6年8月7日発表

【照会先】

大牟田労働基準監督署

署長 かみむら こうじ 上村 幸治

監督課長 さとう なおこ 佐藤 直子

(代表電話)0944-53-3987

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 高所作業で墜落防止措置を講じなかったもの～

大牟田労働基準監督署（署長 上村幸治）は、本日、SUDAKEN株式会社、及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁久留米支部へ書類送検しました。

### 【事案の概要】

SUDAKEN株式会社は、令和6年4月6日、福岡県柳川市三橋町に所在する木造建築工事現場において、労働者に幅10.5センチメートル、高さ2.8メートルの梁の上で木材の運搬作業を行わせるにあたり、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難である場合において防網を設置する等労働者の墜落による危険を防止する措置を講じることなく作業を行わせたもの。

### 1 被疑者

- (1) SUDAKEN株式会社  
所在地：宮崎県延岡市松原町  
事業内容：建築工事業
- (2) 同社代表取締役（40歳代）

### 2 違反条文

- (1) 被疑者SUDAKEN株式会社、代表取締役ともに、  
労働安全衛生法違反  
同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第518条第2項（作業床の設置等）  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和6年4月6日（土）、福岡県柳川市内の木造平屋建て住宅の新築工事現場において、上棟工事を請負った被疑会社の労働者（大工）が木材を腕に抱えて運搬する作業中、幅10.5センチメートル、高さ2.8メートルの梁から建屋内の1階床面に転落し、首の骨を折るなどの重傷を負いました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の箇所で作業を行うとき、事業者が労働者の墜落による危険を防止するため足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難な場合、防網（安全ネット）の設置、要求性能墜落制止用器具（以前の呼称でいう「安全带」）の使用等の墜落防止措置を講じることを義務付けていますが、代表取締役は、労働者に幅10.5センチメートル、高さ2.8メートルの梁の上で作業を行わせるにあたり、防網を設置する等の墜落防止措置を講じなかったものです。

### 5 参考事項

令和5年における福岡労働局管内で発生した建設業の休業4日以上労働災害は628件（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下同じ）であり、そのうち墜落・転落によるものが187件と全体の約29.8%を占め、墜落・転落災害のうち建築工事業におけるものが113件と、墜落・転落災害の約60.4%を占めている状況です。

また、令和5年における福岡労働局管内で発生したすべての労働災害のうち死亡者数は33名で、そのうち建設業における死亡者数は12名と約36.4%を占めており、建設業における死亡者数12名のうち、墜落・転落災害による死亡者数は5名と約41.7%を占めている状況です。

当署においては、今後とも建設工事における労働災害防止を図るため、関係方面に対し、安全管理水準を高めるよう監督指導、パトロール等を実施し、より一層の安全管理の徹底を呼びかけるとともに、今後も違反行為については、厳正な態度をもって臨む方針です。

## 【参照条文】

### ○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

#### 第二十一条

(第1項 略)

第2項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(中略)の規定に違反した者  
(第2号~第4号 略)

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則

(墜落等による危険の防止)

#### 第五百十八条

第1項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立て等の方法により作業床を設けなければならない。

第2項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。